身延町市之瀬味噌加工所

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和3年11月8日

身延町役場産業課

添付資料一覧

(1) 対象施設平面図　各１部
(2) 各申請様式　１部
(3) 現地説明会参加申込書　１部
(4) 質問書　１部
(5) 取下書　１部
(6) 身延町市之瀬味噌加工所条例　１部
(7) 身延町個人情報保護条例　１部
(8) 身延町情報公開条例　１部
(9) 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例　１部

目　次

Ⅰ　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　管理運営の条件
　1　管理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　2　指定の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　3　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　4　業務の範囲と責任分担・・・・・・・・・・・・・・・・2
　5　自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　6　指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　7　施設使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅲ　申請の手続き
　1　申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　2　申請資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　3　提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　4　現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　5　質問事項の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Ⅳ　候補者の選定
　1　審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　2　審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅴ　候補者選定後における手続等
　1　候補者との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　2　修正協議が整わない場合・・・・・・・・・・・・・・ 8
　3　指定管理者の指定と協定の締結・・・・・・・・ 8
　4　協定の内容（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　5　管理前の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Ⅵ　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

身延町は、身延町市之瀬味噌加工所（以下「施設」という。）の設置目的を効果的、かつ、効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年身延町条例第32号。以下「手続条例」という。）第2条第1項の規定により、次のとおり施設を管理する指定管理候補者（以下「候補者」という。）を募集します。

名称		身延町市之瀬味噌加工所		
所在		身延町市之瀬 170 番地 1		
施設の概要	設置年月日	平成2年4月 1 日		
	敷地面積	799㎡		
	施設内容	味噌加工所	鉄骨平屋建	162㎡
		味噌貯蔵庫	木造平屋建	15．5㎡
	構造	鉄骨造平屋建て		
施設の内容				

※図面は添付資料を参照

Ⅱ　管理運営の条件

1　管理運営の基本方針

指定管理者は、次の基本方針に基づき施設の管理運営を行うものとします。

大豆の地域内消費及び有効利用を図る。

2　指定の期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

※ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間内であっても指定を取り消すことがあります。

3　管理の基準

指定管理者は、次により施設の管理業務を適切に行うものとします。

（1）　利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

※指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て、利用時間の変更ができます。

(2)休所日

①水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の場合はその翌日。

②12 月 28 日から翌年の 1 月 1 日まで

※町長が特に必要があると認めたときは、休所日を変更することができる。

（3）　管理業務に従事する者の配置基準

施設を円滑に管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置すること。なお特に配置しなければならない人員及びその数は次のとおりとします。

①営業開始時において、山梨県食品衛生法施行条例（平成12年3月29日山梨県条例第11号）に定める食品衛生責任者の資格を有する者　1名以上

②営業開始時において、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項に規定する甲種防火管理者　1名以上、及び同法第13条の2第1項に規定する丙種以上の危険物取扱者　1名以上。

（4） 維持管理

施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

（5） 個人情報の取扱い

指定管理者は、手続条例第15条第1項の規定に基づき、身延町個人情報保護条例（平成16年身延町条例第12号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはなりません。

（6） 文書等の管理

指定管理者が指定管理業務を実施した際に作成した文書その他の帳簿は、指定期間中、適切に管理・保管すること。

（7） 情報公開

指定管理者は、手続条例第15条第2項の規定に基づき、身延町情報公開条例（平成16年身延町条例第11号）の規定の趣旨にのっとり、公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。

（8） 関係法令の遵守

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたっては、身延町市之瀬味噌加工所条例（平成18年3月20日身延町条例第20号）並びに他関係法令等を遵守すること。

4　業務の範囲と責任分担

（1） 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とします。

なお、指定管理者は指定管理業務を一括して第三者に委託することはできませんが、部分的な業務については、専門の事業者に再委託することが可能です。

(1) 身延町市之瀬味噌加工所加工所の利用の許可に関する業務

(2) 身延町市之瀬味噌加工所の利用に係る利用料金に関する業務

(3) 身延町市之瀬味噌加工所の施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、身延町市之瀬味噌加工所の管理運営に関して町長が必要と認める業務

(2) 指定管理者と身延町の責任分担

指定管理者と身延町との責任分担は、次のとおりとする。ただし、次に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と身延町で協議して定める。

① 指定管理者が責任を負うもの

ア 必要な資金の確保

イ 指定管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用

ウ 指定管理者の責任による事業の中止・遅延

エ 指定管理者の事業放棄・破綻

オ 指定管理者の故意または過失により破損した管理物件の修繕等費用

カ 運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）

キ 施設の管理上の瑕疵による火災等の事故

② 身延町が責任を負うもの

ア 身延町の責任による事業の中止・遅延

イ 施設の大規模な改修・修理
（指定管理者の故意または過失によるものを除く。）

ウ 施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）

③ 指定管理者並びに身延町の双方で協議のうえ、責任を負うもの

ア 事業運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用

イ 物価の大幅な変動により管理運営に支障が生じた場合

ウ 不可抗力による事業の中止・遅延（原則として休業補償は行わない。）

項　　目	指定管理者	身延町
施設の管理運営・資金の確保 (利用の許可関連事務、施設運営に係る総務・経理業務等、指定管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用、指定管理事業放棄・破綻)	○	(指示等)
施設の維持管理 (清掃、建物施設・設備保守点検、設備等法定点検、光熱水費・通信費支出、利用料金の決定・収受等)	○	(指示等)
災害対応(注1) (待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)	○	(指示等)
災害復旧工事	協議	
施設の大規模な改修・修理(指定管理者の故意または過失によるものを除く)		○
施設、設備の小規模な改修工事(注2)	○	

施設、設備等の修繕 （施設用備品その他機材に係る簡易な修理、建物等の簡易な補修）		協議	
備品	新規購入	協議	
	更新	協議	
	修繕	協議	
建物災害保険加入			○
賠償責任保険加入		○	○
生産物賠償責任保険加入		○	
利用者の被災に対する賠償責任（注3）		協議	

注1： 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者が被災にあった場合は、迅速かつ適切に対応し、施設利用者の避難及び災害の拡大の防止に努めるとともに、直ちに身延町に報告する義務を負います。

注2： 指定管理者が建物又は設備等の使用可能期間を延長させ、価値を増加させる小規模改修等を実施しようとする場合は、事前に身延町の承諾を得なければなりません。なお、この場合における当該改修等による資産価値の増加は、指定管理者ではなく町に帰属するものとします。

注3： 施設内での事故により利用者が被害を受けた場合、施設の欠陥に起因する賠償責任は身延町が負うものですが、指定管理者の管理瑕疵によるものは指定管理者の責任となります。よって、指定管理者の賠償資力を担保するため、指定管理者に対して施設賠償責任保険への加入を求めるものとします。また、その他リスクに応じた賠償責任保険（生産物賠償保険等）への加入も必要となります。収支計画の立案及び提出に当たっては、こうした保険料を含めなければなりません。

5 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効率的に達成するため、あらかじめ町長の承認を得て施設を活用し、自主事業を実施できます。

なお、自主事業の実施及び当該事業の際の施設使用許可については、他利用（又は使用）の例に拠らず、指定管理者の申請に基づき、町長が許可を与えます。

（1） 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物販などを開催し収入を得る事業をいいます。

（2） 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者に帰属します。

（3） 自主事業の実施及び当該事業の際の施設利用許可は、施設の設置目的等に照らして判断されることとなりますが、ふさわしくないと判断される事業の場合は、実施を承認せず、

施設の利用を許可しません。

(4) 自主事業が、本来の業務(指定管理業務)に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善又は中止等を命ずる場合があります。

(5) 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

6 指定管理料

身延町は本業務の経費の一部として、本指定管理期間中に指定管理者に指定管理料を支払うこととする。詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

7 施設使用料

身延町は指定管理者から、指定管理期間が令和４年４月１日から令和７年３月３１日の間は、施設の使用料を徴収しないものとする。詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

Ⅲ 申請の手続き

1 申請書の提出

(1) 公募期間及び受付時間

令和3年11月8日(月)から令和3年11月30日(火)まで

午前9時00分から午後5時00分まで

※土曜・日曜・祝日除く

(2) 申請書等一式配布先及び提出先

身延町役場産業課農林担当

〒409－3392 身延町切石350番地

電 話:0556－42－2111(代表)

0556－42－4805(直通)

FAX:0556－42－2127

E-Mail:sangyo@town.minobu.lg.jp

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参してください。

(4) 提出部数 正本1部 副本9部

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者は、次の資格要件を満たした者とします。

(1)身延町内に本店等の本拠地のある法人、その他の団体又は本店等の本拠地を本町内に移転する法人、その他の団体であって、次に掲げるいずれにも該当しないこと。ただし、団体

の法人格の有無は問いません。

①法律行為を行う能力を有しない者

②破産者で復権を得ていない者

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

④自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

⑤指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

⑥国税及び地方税を滞納している者（団体の代表者及び役員等の滞納を含む。）

⑦団体の代表者又は役員等が、次のいずれかに該当するものがいる団体。

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

（エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（オ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（カ）第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（キ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（ク）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（ケ）物品等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の（エ）から（ク）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し、これを利用している者

（2）味噌の加工について知識及び加工の実績があること。

（3）農産物の加工販売等を効率的かつ一体的に実施するため、身延町下部農村文化公園の指定管理を同時に受けられること。

3 提出書類等

（1） 提出書類

指定申請書（様式第2号）及び同申請書に掲げる提出書類。

※所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加してください。

※農業振興等を効率的に実施するため身延町下部農村文化公園と併せて一体化した申請書および事業計画書、収支計画書を総合的に1つにまとめ提出すること。

（2） 申請に当たっての留意事項

① 提出書類の内容変更の禁止

提出後の提出書類の内容変更は身延町と協議による。

② 虚偽の申請をした場合の失格

提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

③ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

④ 申請の辞退

提出後に辞退する場合は辞退届を提出してください。（任意様式）

⑤ 提出書類の公表

指定管理者に選定された法人等の提出書類については、町が指定管理者候補の選定の公表に当たって、その全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑥ 費用負担

申請に要する費用は全て申請者の負担とします。

⑦ 追加書類の提出

町は提出された書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

4 現地説明会

申込方法:「現地説明会参加申込書」に必要事項を記入し、FAX 又は電子メールで、
令和3年11月12日（金）までに、提出してください。
なお、提出先は上記Ⅲの1の（2）に記載する提出先に同じ。

日　時:申込みを受けて日程調整します。

場　所:身延町市之瀬味噌加工所　身延町市之瀬 170 番地 1

内　容:施設の概要の説明、施設見学

参加人数:各団体2名以内

5 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

期　間:令和3年11月8日(月)から令和3年11月19日（金）まで

質問方式:質問がありましたら、募集に関する別添の質問書により行ってください。質問は、郵送、FAX 又は電子メールにて受け付けます。指定した期日必着とし、電話及び口頭での質問は受け付けません。

質 問 先:上記Ⅲの1の（2）に記載する提出先に同じ

回答方法:質問に対する回答は、各申請者からのものを取りまとめの上、電子メール及びファックスで、すべての応募法人等へ回答します。なお、回答内容は、応募要項の追加又は修正とみなします。

※質問者の氏名等は公表しません。

Ⅳ 候補者の選定

1 指定管理者の候補者の審査方法

審査に当たっては、町長が設置した指定管理者選定委員会において、次の審査基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定します。

なお、公募締切り後、候補者の選定までの間に、身延町から指名停止措置を受けた場合は候補者としての資格を失います。

2 審査等

応募書類及び応募した団体の審査は、書類審査及び面接により行い、審査基準は次の（1）から（4）によるものとします。

また、審査会の開催日時（令和4年1月下旬を予定）は別途通知します。

（1）利用者の平等な利用を確保及びサービスの向上が図られるものであること。

（2）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

（3）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（4）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

Ⅴ 候補者選定後における手続等

1 候補者との協議

身延町は、候補者と施設の管理運営業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、その内容を仮協定（確認書）として締結します。

身延町は候補者の提案に対して、必要に応じて提案内容の趣旨を変更しない範囲内において修正を求めることができるものとし、身延町から修正の求めがあった場合、候補者は修正協議に応じなければなりません。

2 修正協議が整わない場合

修正協議が整わない場合には、当該候補者を選定から除外する場合があります。除外する場合は、選定委員会の審査において次点となった応募者を候補者として協議を行うものとします。なお、次点応募者との間での協議が整わない場合は、原則として再募集を行います。

3 指定管理者の指定と協定の締結

（1） 指定管理者の指定

候補者に選定された法人等は、令和3年3月議会（予定）で指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定されます。

（2） 協定の締結

身延町は、指定管理者の指定後、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定書」を締結します。

4 協定の内容(予定)

(1) 基本協定

① 管理業務の基本的項目(業務の内容、管理施設の範囲等)

② 指定管理料及び利用料金に関する事項

③ 管理業務に関する責任分担に関する事項

④ 事業報告書の提出に関する事項

⑤ 業務報告に関する事項

⑥ 指定の取消し等に関する事項

⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項

⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項

⑨ その他

5 管理前の指定の取消し

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、協定の締結をしない又は協定を解除できるものとします。

(1) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められたとき。

(2) 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

Ⅵ その他の留意事項

応募者は、選定委員に対し、本件応募に関わる接触を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

問合せ先
身延町役場産業課農林担当
住　所：〒４０９－３３９２　身延町切石３５０番地
電　話：０５５６－４２－２１１１（代表）
０５５６－４２－４８０５（直通）
ＦＡＸ：０５５６－４２－２１２７
E-Mail：sangyo@town.minobu.lg.jp